

# 郡領任用政策の歴史的展開

毛利 憲 一

## はじめに

本稿は、八世紀中期から九世紀初頭にかけての郡領任用政策について考察するものである。筆者は、先に「郡領の任用と『譜第』」（以下前稿）と題する小論<sup>①</sup>で、主として大宝選任令郡司条の分析を行い、大宝令制の「譜第」任用方式とは、国家機関に「譜第」を掌握されている「氏」の出身者から郡領（司）を任用する仕組みであると考えた。続編である本稿では、前稿での考察を二、三改めねばならぬ点もあるが、その方式が天平期以降どのような変遷をたどったかを見てみたい。

この問題に関しては多くの先行研究の蓄積があり学説も様々である<sup>②</sup>。通説的評価を得ているのは今泉隆雄氏の研究であるが、米田雄介氏が批判され、近年では山口英男・森公章両氏が基本史料に新たな検討を加えられた<sup>③</sup>。山口・森両氏は制度の変遷に関しても多くの新見解を示されている。しかし両氏の大宝令制理解には前稿で疑問を提示したので、以後の制度史的展開にも史料解釈を異にする部分があり、また任用政策の把握には次のような視角が必要であると感じている。

それは任用制度の変遷の政治史的な位置付けである。山口氏は、従来の研究が「制度自体の論理の解明」が不十分なまま、制度の改変を「在地」社会の変動などに結びつけている問題を指摘された。確かに、制度の変遷をさまざま「国制史」的枠組みで理解することや、社会構造に

「対応」させる議論には違和感を覚える。しかし制度は、制度自体の内部論理だけで展開するものではない。不完全な制度（大宝令制）から、整備・完成された制度（弘仁期）へ、という「制度の成長」史では、大宝令制をはじめ各時期の任用政策の持った同時代史的意義が見失われると思う。なぜ天平期に任用政策が集中し、また延暦一七年に「芸業著聞」者を取るという形式で「譜第之選」を停止したのか、という問題である。郡司任用方式の制度史的展開は『類聚三代格』巻七・郡司事所載の諸格に最終的に達成されているといえるが、総じて現在の研究はその「世界」観から、過去の制度を不完全なもの把握する傾向にあると思う。

以上のような問題意識から、本稿では、前稿を基礎に郡領任用政策の制度史の変遷をたどると共に、それを当該期の政治的動向との関わりにおいて理解することに努めたいと思う。

## 第一節 「無譜・劳効」者と「譜第重大」者

### 1 天平七年制の政策対象

天平期は、大宝令制の「譜第」任用方式に種々の変更が加えられた時期である。前稿ではこの時期の制度史的意義として、新たな「劳効」の認定を契機とした「劳効譜第」という範疇の出現、嫡子継承の導入によ

る「傍親譜第」の析出、という二点を確認した。こうした制度の変遷が如何なる歴史の意味を有するものであるか、以下の二節で考えてみたい。

まず『続日本紀』天平七（七三五）年五月丙子条に載せる天平七年制（史料a）から検討したい。

制、畿内七道諸国、宜<sub>下</sub>除<sub>レ</sub>国擬<sub>外</sub>、別簡<sub>レ</sub>難波朝庭以還譜第重大四人<sub>上</sub>、副<sub>上</sub>之。如有<sub>下</sub>雖<sub>レ</sub>无<sub>レ</sub>譜第<sub>一</sub>、而身才絶<sub>レ</sub>倫、并<sub>レ</sub>勞効聞<sub>レ</sub>衆者<sub>上</sub>、別状亦副、並附<sub>レ</sub>朝集使<sub>一</sub>申送。其身限<sub>二</sub>十二月一日<sub>一</sub>集<sub>二</sub>式部省<sub>一</sub>。

この制は、国擬の他に「難波朝庭以還譜第重大四人」（以下これを「譜第重大」者と呼ぶ）を「副」擬せよとする前段と、国衙に「譜第」の無い者でも、本人に「才」があり「勞効」を積んだ者（同「無譜・勞効」者）を「副」擬せよとする後段に分かれる。全体としては、国司に対して式部省が、国擬以外の複数候補者の推薦を命じたものである。

私は前稿において、官人としての勤務経験を内容とするような一般的「勞効」は、「譜第」任用を原則とした大宝令制では銓擬基準に採用されなかったが、ここで初めて導入され、「勞効譜第」発生の契機となったと述べた。しかしaに見える「勞効」の解釈は不十分であった。それは、この制が対象とした官職を郡領に限定して理解していたことに起因する。後に見る天平一四年制や天平勝宝元年勅の対象が郡領であることは当該史料中に明文があり疑う余地がない。ところが、aはそれらと異なり郡司四等官のすべてを対象としていると考えられ、その点に配慮して再検討する必要があるのである。aが郡領と主政帳を含んで政策の対象としていることは、次の史料<sup>⑤</sup>によって知られる。

應<sub>レ</sub>聽<sub>下</sub>以<sub>二</sub>同姓人<sub>一</sub>補<sub>中</sub>主政主帳<sub>上</sub>事

右檢<sub>二</sub>天平七年五月廿一日<sub>一</sub>格<sub>一</sub>備<sub>レ</sub>終身之任理可<sub>二</sub>代遍<sub>一</sub>。宜<sub>二</sub>一郡不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>并<sub>二</sub>用同姓<sub>一</sub>。如<sub>於</sub>他<sub>レ</sub>姓中<sub>一</sub>无<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用者、僅<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>於少領已<sub>一</sub>

上<sub>一</sub>。以外悉停<sub>レ</sub>任。但<sub>レ</sub>神郡国造・陸奥之近夷郡・多嶽嶋郡等、聽<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>者。今<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>右大臣宣<sub>レ</sub>備、奉<sub>レ</sub>勅、一郡之人同姓尤多。或<sub>レ</sub>身有<sub>レ</sub>勞効、或<sub>レ</sub>才堪<sub>レ</sub>時務。而<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>拘<sub>レ</sub>格旨<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>蒙<sub>レ</sub>選擇。人之為<sub>レ</sub>憂莫<sub>レ</sub>甚<sub>レ</sub>於此。宜<sub>下</sub>改<sub>二</sub>斯例<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>件令<sub>一</sub>補。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>因<sub>レ</sub>此任<sub>二</sub>譜第人<sub>一</sub>。自<sub>レ</sub>今以後、永<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>恒例<sub>一</sub>。

天平七年制と同じ日付にかかる天平七年五月二一日格（鍵括弧内。史料b）は、一部特殊な郡を除いて選叙令7同司主典条の適用を受けていた連任規制を、三等親から「同姓」の範囲にまで拡大したものである。「僅<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>於少領已上<sub>一</sub>」という表現から対象が郡司四等官であったと判断でき、さらに「他姓中」に適任者がいない場合、郡領には「同姓」連任が認められるので、bの主要な対象は主政帳であったとさえ考えられる。何よりbを引用する弘仁五（八一四）年官符が、bによって郡内に多数いる「同姓」者が主政帳に就任できないことを憂慮し、これを改訂したものである。

大宝令制の「譜第」任用とは、「譜第」を掌握されている「氏」の出身者から郡司四等官<sup>⑥</sup>を任用する仕組みであるが、bにいう「同姓」とは、そうした「氏」を具体的には指すと見られるので、「同姓」者の連任を限定するという施策は、aの後段部分、「無譜」者の式部省への副擬規定と対応するといえよう。弘仁五年官符の「身有<sub>レ</sub>勞効」「才堪<sub>レ</sub>時務」という表現が、aの「勞効聞衆」「身才絶倫」に類似していることも参考になる。

『続紀』天平七年五月丙子条の前日条にあたる乙亥条が、「畿内及七道諸国外散位及勲位、始作<sub>二</sub>定額<sub>一</sub>、国別有<sub>レ</sub>差。自<sub>レ</sub>餘聽<sub>二</sub>准<sub>レ</sub>格納<sub>レ</sub>資統<sub>一</sub>」<sup>⑦</sup>と、諸国の外散位・帶勲者について国毎に続労者の定員を設定し、定員外についても納資による続労を認めている。この施策とaとの関連を指摘されたのは米田雄介氏である。氏はaを、地方社会における階級

分化の中で新たに実力をつけてきた新興層の任用を目指したものと考えられ、乙亥条をその根拠の一つとされた。新興層に関しては、今泉隆雄氏が八世紀段階で新興層の郡領就任は見られないとし、森公章氏の研究でも新興層の台頭は九世紀以降まで認められないとされる。この点では米田説は既に成り立ち難いのであるが、「無譜・勞効」者と主政帳ポストとの関係を考える際、その乙亥条の解釈は示唆的である。

地方における統勞は、外散位・帶勲者のほか主政帳を解任された者についても認可されており、ここからは地方の統勞制度において対象とされた階層が那邊にあつたかが知られよう。乙亥条はこうした階層が地方官司で「勞」を積んで位階を得るための方途を整備・拡充したのであり、国衙や軍団での「勞」や納資による「勞」を、国衙で「譜第」を管理されていないような者、すなわち「無譜」者の郡司任用要件として公認し、就中主政帳ポストへの任用を目指したものが天平七年制であつたといえる。

また次の史料もこの政策に関連すると思われる。

心<sub>レ</sub>停<sub>三</sub>勞効郡司預<sub>三</sub>譜第一者

右得<sub>三</sub>式部省解<sub>二</sub>稱、檢<sub>二</sub>案内、太政官去天平十年四月十九日符稱「奉<sub>レ</sub>勅、郡司縁<sub>二</sub>身勞効被<sub>レ</sub>任一世者、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>取<sub>三</sub>譜第<sub>二</sub>之限<sub>上</sub>」者。因<sub>レ</sub>茲省家所<sub>レ</sub>行、勞効二世已上既為<sub>三</sub>譜第一<sub>二</sub>。方今功勞之輩、追<sub>レ</sub>年不<sub>レ</sub>絶、一郡之譜隨<sub>レ</sub>代重積、遂使<sub>三</sub>頑庸之徒叨<sub>二</sub>一割功<sub>一</sub>、得<sub>レ</sub>職之後無<sub>レ</sub>廉恥操。是則子<sub>レ</sub>民之情、允非<sub>二</sub>旧績<sub>一</sub>、苟且之心唯在<sub>二</sub>繼譜<sub>一</sub>。望請、無譜之人蒙<sub>二</sub>採択者、自今以後、雖<sub>レ</sub>積<sub>レ</sub>功二世已上不<sub>レ</sub>預<sub>三</sub>譜第一<sub>二</sub>。然則涇渭別<sub>レ</sub>流、蘭苻殊<sub>レ</sub>畝。但既往二世已上者、為<sub>レ</sub>第猶隨<sub>三</sub>前例<sub>二</sub>。謹請<sub>三</sub>官裁<sub>二</sub>者。(後略)

右に引かれる、やはり郡司についていう天平一〇(七三八)年官符(鍵括弧内)は「本人の『勞効』によって郡司に任用された者が一代だけ

の場合は、『譜第』の資格を取得する範囲に入れない」と解釈できる。この官符は「譜第」の掌握対象に限定を加えており、以後「勞効郡司」の「譜第」を「預」る範囲は「勞効二世已上」となったのであるが、これはaに基づく「無譜・勞効」者の郡司(主政帳)任用が現実に行われ、その一族が新たに「(勞効)譜第」掌握の対象となっていたことを示すといえる。

以上のように見てよければ、一方でこうした「無譜・勞効」者が多少領に任用されることはなかつたであろう。郡領と主政帳では、身分や処遇上種々の格差があり、就任者の社会階層にも違いのあつたことは既に指摘されている。郡領級よりは下の階層の者が地方官司で「勞」を積み、国司によって郡領候補者として式部省に推薦されるということは一般的には難かつたと思われる。

## 2 天平勝宝元年勅の「勞」

天平勝宝元(七四九)年勅(史料c)には、郡領の銓擬に際して式部省で審査された「勞」が登場する。

勅曰、頃年之間、補<sub>二</sub>任郡領<sub>一</sub>、国司先檢<sub>三</sub>譜第優劣<sub>二</sub>、身才能不、舅甥之列、長幼之序、擬申<sub>二</sub>於省<sub>一</sub>。式部更問<sub>二</sub>口状<sub>一</sub>、比<sub>二</sub>校勝否<sub>一</sub>、然後選任。或譜第雖<sub>レ</sub>輕、以<sub>レ</sub>勞薦之、或家門雖<sub>レ</sub>重、以<sub>レ</sub>拙却之。是以其緒非<sub>レ</sub>一、其族多<sub>レ</sub>門、苗裔尚繁、濫訴無<sub>レ</sub>次。各迷<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>欲、不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>礼義<sub>一</sub>、孝悌之道既衰、風俗之化漸薄。朕窃思量、理不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然。自<sub>レ</sub>今已後、宜<sub>レ</sub>改<sub>三</sub>前例<sub>二</sub>、簡<sub>二</sub>定立郡以来譜第重大之家<sub>一</sub>、嫡<sub>レ</sub>々相繼、莫<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>傍親<sub>一</sub>。終塞<sub>二</sub>争訟之源<sub>一</sub>、永息<sub>二</sub>窺竅之望<sub>一</sub>。若嫡子有<sub>レ</sub>罪疾、及不堪<sub>二</sub>時務者<sub>一</sub>、立替如<sub>レ</sub>令。

この史料によれば、郡領の銓擬に関して式部省で「口状」を「問」い、

その結果「譜第雖輕、以勞薦之」める場合があったとする。ここに見える「勞」について考えてみたい。まず「輕」「譜第」であるが、前稿では「勞効（二世已上）譜第」であるとした。しかし本稿では「勞効譜第」者は基本的に主政帳ポストに就任したのであると推定したので再考しなければならぬ。

cは郡領の任用を、「立郡以来譜第重大之家」の「嫡子」に限定するという方針を打ち出したものである。その際言及される式部省銓擬での「譜第」や「家門」の輕視は、この方針を導き出す論拠としての位置を占めており、背景としては今泉氏が的確に解釈された通り、郡領の「氏」の「家」への分裂が認識されている。すなわち「c」では特定範疇に分類される「譜第」郡領「氏」内部での争いが問題視されているのであり、cに登場する「譜第」とはすべて「立郡以来譜第」、aにいう「難波朝廷以還譜第」と見ることが出来る。cの「譜第」「家門」の「重」「輕」とは、この勅によって行われる嫡系／傍系という基準による、郡領「氏」を構成する「家」「門」選別の結果に対応していると読むべきであって、この勅を契機として「譜第」の郡領「氏」は、「立郡譜第」と「傍親譜第」の「家」に弁別されるのである。「氏」内部の「家」を何らかの基準によって選別しなければならぬという課題に対して、「嫡々相継」という方策を採用することは不自然ではない。

cに見える「譜第」をすべて「立郡以来譜第」＝「難波朝廷以還譜第」と解するもう一つの根拠は、この勅で述べられる「頃年之間」の郡領銓擬で、「無譜」に相当するような者が銓擬されている様子の窺えないことである。「頃年之間」は天平七年制以後の状況を指すと見て大過ないと考えるが、先に述べたようにaでの「無譜・勞効」者の銓擬は主政帳ポストに関連する可能性が高く、その結果として成立する「譜第」の範疇が「勞効譜第」なのであるから、cの「譜第」に「勞効譜第」が含ま

れる可能性もまた少ないとしなければならぬ。

続いてcに見える「頃年之間」の郡領銓擬のあり方を考えてみる。cは国衙・式部省での銓擬のあり方についてそれぞれ述べた上で、特に後者での「問<sup>16</sup>口状<sup>17</sup>、比<sup>18</sup>校勝否<sup>19</sup>」する際における「或譜第雖輕、以勞薦之、或家門雖重、以拙却之」を問題視している。つまりこの勅がいう「争訟之源」とは従来の式部省銓擬のあり方なのである。cが式部省銓擬についての改定であることは森氏が明言されているが、この勅が出されたのが二月二十七日という、式部試験の挙行される期日の直後であることも根拠となる<sup>20</sup>。

以上より、天平七年制以降（「頃年之間」）、式部省では郡領について、「国擬」者並びに副擬者である「難波朝廷以還譜第重大四五人」の銓擬が行われたが、嫡系の「譜第」や「家門」が輕視され、「勞」によって「選任」される事態が発生していた。つまり、国擬を式部省銓擬が覆し得る可能性がこの時期には存在しており、それが式部省への「濫訴」をもたらしていたということである。してみればcのいう「勞」は式部省段階で問題となり、国擬者を逆転する根拠となり得るような内容のものであって、それは中央の諸官司での勤務経験という「勞効」を指すと見て間違いないであろう。cに見える国衙銓擬の段階に「勞効」の審査が見られない点にも注意したい。aでの「譜第重大」者の副擬規定は、中央での「勞効」者を対象としていたと考えられる。なお付け加えるならば、それが国擬者と共に式部省で銓擬される（しかも逆転の可能性があった）以上、aは今泉氏の述べられたように、式部省の銓擬権限掌握をその意図として有していたと見るべきである。

中央出仕者の実態については、今泉氏や森氏が検討されているように、令規に拠って郡司子弟が出仕するところの兵衛はもとより、王臣家の家政機関に勤務した帳内・資人なども含むところのトネリ層や官司の雑任

にも幅広く郡領の子弟が存在したと思われる。天平七年制は、このよう  
な中央出仕者のうち、「譜第重大」者でもある者を国司に副擬させ、式  
部省銓擬において郡領に選任することを可能にした、といえる。こうし  
た方針に適合的な史料が有名な「他田日奉部直神護解」（天平二〇年）で  
ある。

謹解 申請海上郡大領司仕奉事

中宮舍人左京七条人從八位下海上国造他田日奉部直神護<sup>我</sup>、下総国  
海上郡大領司<sup>尔</sup>仕奉<sup>止</sup>申故<sup>波</sup>、神護<sup>我</sup>祖父小乙下忍、難波 朝庭少領司

給<sup>我</sup>、藤原朝庭<sup>尔</sup>大領司<sup>尔</sup>仕奉<sup>支</sup>、又外從八位上  
給<sup>我</sup>、藤原朝庭<sup>尔</sup>大領司<sup>尔</sup>仕奉<sup>支</sup>、又外從八位上

朝庭大領司<sup>尔</sup>仕奉<sup>支</sup>、神護<sup>我</sup>仕奉状、故兵部卿從三位藤原卿位分資

人、始<sup>二</sup>養老二年<sup>一</sup>至<sup>二</sup>神龜五年<sup>一</sup>、中宮舍人、始<sup>二</sup>天平元年<sup>一</sup>至

今廿年、合卅一歳。是以祖父父兄<sup>我</sup>仕奉<sup>我</sup>次<sup>尔</sup>在故<sup>尔</sup>、海上郡大領

司<sup>尔</sup>仕奉<sup>止</sup>申。

祖父は「難波朝庭少領司」というので、神護が「難波朝庭以還譜第」  
の「氏」に所属することは疑いない。彼が海上郡大領への任用を求める  
根拠とするのがその「譜第」とともに、自身の位分資人・中宮舍人とし  
ての「仕奉」「勞効」である。しかも、祖父、父と続いた上で兄、神  
護へと主張される「譜第」の系統、すわなち神護の「家」系は、cが適  
用された場合「傍親」として排除される可能性が高いと見られる。実際  
に任用されたかどうかは別として、まさに神護の場合「譜第雖<sup>レ</sup>輕、以<sup>レ</sup>  
勞薦之」と表現される実態として相応しい。c以前の時期にこうした  
解が式部省に提出されている（これ自体は下書きだが）ことは、天平七年  
制の任用方針が如何なるものであるかを示している。

さて今泉氏は、aの「譜第重大四五人」という副擬の形式は、既に郡  
領の「氏」の「家」への分立を前提にしているとされ、cに見られる

「氏」分裂の認識も、七年制での式部省の銓擬権限掌握が契機となつた  
とされた。また別稿で「郡領補任において根本的に内在していた譜第家  
の間の対立と抗争をトネリ対在地者という形でふきださせる役割を果た  
した」とaの意義をまとめられている。本稿はこうした今泉氏の視角を  
継承したいと考える。

ただ、aの意義を郡領のみに限定して捉えるだけでは不十分である。  
「譜第重大」者で中央に出仕し「勞効」を積んだ者を郡領銓擬の対象と  
することと同時に、地方官司における「無譜・勞効」者の主政帳任用も  
意図されていたからである。そして「勞効譜第」の掌握を停止した天長  
四（八二七）年官符が「方今功勞之輩、追<sup>レ</sup>年不<sup>レ</sup>絶」というように、「無  
譜之人」が「積<sup>レ</sup>功」んで郡司となり、「一郡之譜隨<sup>レ</sup>代重積」ることは天  
平一〇年以降天長四年まで基本的に継続していたと見られる。これはc  
で郡領ポストのみが政策の対象とされていることと対照的である。

また「濫訴無<sup>レ</sup>次（c）」という郡領銓擬をめぐる混乱は、単にaの結  
果だけと考えることもできない。郡領の「氏」分裂や「トネリ対在地者」  
の対立が顕在化するのには、天平七年から天平勝宝元年の十数年のうちに、  
相異なる任用方針が採用されたことと大きく関わるのである。次節で考  
察を加えたい。

## 第二節 郡領「譜第」をめぐる国家権力

### 1 天平期の任用政策と政權の変化

『続紀』天平一四（七四二）年五月庚午条に、  
制、凡擬<sup>二</sup>郡司少領已上者<sup>一</sup>、国司史生已上共知簡定。必取<sup>二</sup>当郡推  
服、比郡知聞者<sup>一</sup>、每<sup>レ</sup>司依<sup>レ</sup>負責。如有<sup>二</sup>顔面濫拳<sup>一</sup>者、当時国司

隨事科決。又采女者、自今以後、毎郡一人貢進之。

とある(天平一四年制。史料d)。これは「郡司少領已上」というように郡領を対象とする規定である。ここでまず考えたいのは天平七年制(a)とdとの関係である。dをaの方向性を受け継ぐものと見るのが通説であるが、私見は逆でdはaを郡領について修正したものと見る。

判断の手掛かりとなるのがこの時期の政治情勢である。天平元年の長屋王事件後、藤原不比等の四人の子供たちが中心となる政権が成立した。これは天平九年に藤原房前(四月)、麻呂・武智麻呂(七月)、宇合(八月)が相次いで死去するまで続く。この四卿政権の政策に畿内惣管・諸道鎮撫使(山陰・山陽・南海道。天平三年)と節度使(東海・東山・山陰・西海道。同四年)の設置がある。『統紀』の該当条の規定などからは、惣管・鎮撫使は治安維持を、節度使は軍事的動員の達成を、それぞれ主要な職掌としたと見られる。惣管・鎮撫使の設置を「戒嚴令」と評価する見方もあり、渤海との軍事的提携による新羅牽制と、その戦時体制へ移行する前の民衆の不安・動揺・反発を未然に抑圧するのが惣管・鎮撫使設置の理由であろうとされる。続いて設置された節度使は、この時期の東アジア情勢の緊張に対応して軍備強化を担った強い権限を有する官職であった。節度使は天平六年に廃止されるが、これは早魃・飢饉・地震などの事態による社会の疲弊を契機とするものと思われ、对新羅関係は七年以降さらに悪化を続けている。総じて四卿政権の政策は強圧的な中央集権的傾向を有した。

これに対し、四卿死後に成立した橘諸兄を首班とする政権には、四卿政権と異なる政策基調が認められる。岸俊男氏は、橘諸兄政権のそれを「地方行政簡素化」と位置付け、幾つかの政策は四卿政権のものを継承しさらなる徹底を図ったものではあるが、特に兵士・健児など軍事に関わる制度は悉く停止されたことに注目されている。

このような政治的推移の下に、郡司をめぐる諸政策も位置付けることが可能である。特に納資続労の停止及び「労効譜第」認可の限定の二つは、先に見た天平七年の「無譜・労効」者をめぐる施策の修正といえ、続く主政帳定員の削減も同一傾向にある。こつした橘諸兄政権下での主政帳クラスをめぐる「簡素化」政策から逆に推定すると、天平七年の対郡司政策は、当時の四卿政権下に進行しつつあった軍事的動員の強化政策の一環として、地方社会において主政帳に匹敵する未掌握の階層を広範に把握しようと試みたものであったといえるのである。この時期に拡充された健児制は、郡司子弟の採用が予定されていたと思われる、軍団を統括する軍毅にも郡司、就中主政帳クラスの就任が想定される。

また郡領に関して、式部省が最終的な銓擬権限を掌握した理由も集権化という政策目的に適うものである。地方政治への中央政府(ここでは式部省)の直接的介入は、国司の権限抑制として現象するのであり、同時に中央出仕者の郡領就任を推進することで、中央の政策遂行に適した人物を得ようとしたのではなからうか。

それに対し天平一四年のdは「当郡推服、比郡知聞」というように、地方社会での声望、いわば「在地性」の優劣を国衙での郡領銓擬の要件としたものであり、「譜第重大」の郡領「氏」に出自を有する中央出仕者を式部省の権限下で銓擬・任用しようとのaの方針に対する修正と捉えなければならぬ。cに見られる銓擬の様相からは、「譜第重大四五人」の副擬じたいが完全に停止されたわけではないようなので、最終的な決定権限を式部省が抛棄したものとまではいえないが、dの「在地性」重視は中央政府が示した方針である以上、候補者はこの要件で選別される可能性が高くなったであろう。政権交替とそれに伴った政策の変化に着目するならば、aとdの関係を同じ傾向にあると捉えることは疑わしい。

また以上のように見た場合、cの「濫訴無<sub>レ</sub>次」という混乱を巻き起

こうした原因もよりはつきりする。aとdで相反する銓擬方針が採用されたものの、一方で最終的な決定権限はいまだ式部省にあり、国擬を覆し得る可能性も存在していた。aで一旦、国衙段階での副擬に預かった中央出仕者たちは、dで排除される憂き目にあつた。その不満は式部省銓擬の場に持ち込まれることになった。このような経過が推定される。「濫訴」の背景に郡領「氏」内部での「家」の分立があることは今泉氏の指摘の通りであるが、それが「トネリ対在地者」という形で顕在化したのは政権交替による方針の変更があつたからである。

さらにcに関しては、当時式部卿であつた藤原仲麻呂の関与を推測できる。cが「濫訴」の結果を「各迷<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>欲、不<sub>レ</sub>顧<sub>レ</sub>礼義、孝悌之道既衰、風俗之化漸薄」という観点で問題視するように、「礼義」や「孝悌」といった儒教的徳目が強調されており、ここに仲麻呂の志向が反映している。<sup>56</sup>このことは仲麻呂が専権を最終的に確立する直前の天平宝字元年(七七七)年正月における、「比者、郡領軍毅、任用白丁。由<sub>レ</sub>此、民習<sub>レ</sub>居<sub>レ</sub>家求<sub>レ</sub>官、未<sub>レ</sub>識<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>君得<sub>レ</sub>禄、移<sub>レ</sub>孝之忠漸衰、勸<sub>レ</sub>人之道実難。自<sub>レ</sub>今已後、宜<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>所司除<sub>レ</sub>有位人<sub>レ</sub>以外、不<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>簡試例<sub>レ</sub>」という政策にも共通している。

また天平宝字五年には、「外六位已下、不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>蔭親之限」。由<sub>レ</sub>此、諸国郡司承<sub>レ</sub>家者、已無<sub>レ</sub>官路、潜抱<sub>レ</sub>憂嗟。朝議平章、別許<sub>レ</sub>少領已上嫡子出身、遂使<sub>レ</sub>堂構無<sub>レ</sub>墜、永世繼<sub>レ</sub>宗。但貢<sub>レ</sub>兵衛者、更不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>という乾政官奏<sup>57</sup>が出されている。ここでこと右の二つの政策の関連を述べておくと、まず天平宝字元年詔では郡領について、式部省銓擬に預かる条件として「有位人」であることを条件付け、さらに天平宝字五年官奏は、郡領の「嫡子」が天平宝字元年詔によって銓擬に預かれない状況を鑑み、その出仕を認可したものである。後者を見るとこの「嫡々相繼」方針は仲麻呂政権下を通じて実効性を保っていたらしいことが確認でき

る。

一方で天平宝字元年詔が、現状では「居<sub>レ</sub>家求<sub>レ</sub>官」めることが可能であつたとする点に着目すれば、cは式部省銓擬での混乱を收拾するためだけに「簡<sub>レ</sub>定立郡以来譜第重大之家、嫡々相繼、莫<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>傍親」という新たな方策を採用したものに過ぎず、中央出仕による「勞<sub>レ</sub>(a)と地方社会での声望(d)のどちらを優先するかという問題に対して最終的な解答を出したものではなかつたと考えられる。つまりこの時期まで国擬における「在地性」重視というdの方針は維持されていた。だから天平宝字元年詔に「有位」者を採用するというのは、中央出仕の実績を重視するという方針への変更であり、dを否定してaへの復帰を果たしたものと評価できる。この再度の方針変更によって予想される事態について、天平宝字元年詔は「他色之徒、勿<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>濫訴」と述べて、結果的に式部省銓擬で排除されることになる「白丁」身分の者の「濫訴」が予め禁止されている。これは天平宝字五年官奏の「潜抱<sub>レ</sub>憂嗟」に通じるものであろう。

以上より、仲麻呂政権下における任用政策の特徴は、儒教的理念の重視、天平七年制への復帰、という二点にまとめられる。には四脚政権、特に父武智麻呂の政策の継承という側面があり、と併せ仲麻呂の政策基調として先学が指摘されてきた点と一致する。しかしそれ以上に仲麻呂の政策は、天平七年制での一般的「勞効」基準導入がその先駆であるが、「嫡子」や「有位人」という新たな銓擬基準を式部省銓擬の場に導入することで、大宝令制の「譜第」任用方式を乗り越えようとした点に最大の特徴がある。これらは結果として「譜第」の相対化<sup>58</sup>価値低下をもたらすと考えられる。天平期の郡司任用政策によって「立郡譜第」「傍親譜第」「勞効譜第」という諸範疇が成立したことは前稿で見たところであるが、その歴史的意義はこの点に認められるであろう。

## 2 国擬と式部省銓擬

これまで見てきたように天平期の郡領任用政策は、実質的な銓擬権限の式部省による掌握の方向に傾斜する。政権交替によりdのような方式も採用されたが、それとて式部省の最終的な銓擬権限を否定したものはなかった。ならば「譜第」の相対化とは、国擬の相対化と密接に関連する事象といえる。そして「譜第」と国擬の相対化が表裏一体で進行するのは、天平期の政策が「譜第」以外の銓擬基準を導入し、それを式部省での審査基準にするという形を取ったからである。

国司による銓擬で式部省に推薦される国擬者の審査要件は、cに「譜第優劣、身才能不、舅甥之列、長幼之序」と述べられている。これによれば候補者本人について、第一に「譜第」に所属する「氏」の「優劣」、続いて本人の「才用」は「能」か「不」か、また「氏」族内での順序は妥当か、といった項目が審査される。『令集解』選叙令任官条に引く「古記」は「問、郡大領以下式部銓擬。若為其意。答、擢<sub>レ</sub>尽才能、責<sub>レ</sub>狀試練。職掌省故、銓擬申<sub>レ</sub>官耳。」という問答を載せる。漠然としてはいるが「擢<sub>レ</sub>尽才能、責<sub>レ</sub>狀試練」という文言が「古記」の認識する銓擬の内容であろう。ここで「試練」のための「状」を「責」う対象が国司である以上、「擢<sub>レ</sub>尽才能」は国司の管掌に属すると見られる。これはcに見える式部省での「比較」の結果が、「勞」と「譜第」の関係でいわれるのみで、「才」の審査を行った形跡のないことと対応している。

式部省における「勞効」審査は先に見たようにaで導入されたと考えられるので、右の史料からは大宝令制段階での郡領銓擬方式の特徴として、次の二点を析出できる。すなわち、「才用」審査は国衙段階でのみ行われ、逆に「譜第」審査は国衙・式部省両方で行われた、ということである。ここからはどのような意義を見出すことができるだろうか。

まず について。郡領の「才用」は「堪<sub>二</sub>時務<sub>一</sub>」は、百姓の生活と生産の保護育成を核心とする郡内の民政を担い得る能力のことである。それは国家の期待像という理念的性の高いものではあるが、漠然とした抽象的概念ではない。また中央出仕による「勞効」の実績とも次元が異なる。国司統治下において果たされる役割である以上、審査が国司の所轄に属するのは当然である。

では についてはどうだろうか。郡領(司)任用の根拠となった「譜第」は、国衙と式部省にそれぞれ保管されていたが、式部省に進上されていたのは「譜第帳」などと呼ばれされる国内所属郡毎の郡領(司)歴任次第で、任用候補者選択の基礎資料となるような、「氏」毎の系譜そのものは国衙にのみあった。「譜第」任用方式は、天皇との歴史的奉仕関係に基づく「氏」の系譜の国衙への登録が制度運用の基盤である。国内各郡の「譜第」郡領の「氏」(複数)を選択する行為は国司にのみ可能であろう。実質的な審査という点では、「譜第」に關しても国擬の意義は に通ずる。

大宝令制当初の郡司任用においては国擬が決定的な意義を有していた。これは別稿に検討したように、郡司が大宝令制で国司の属僚と位置付けられていたことと関連すると思われる。文武二(六九八)年の「諸国司等、銓<sub>二</sub>擬郡司<sub>一</sub>勿<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>偏党<sub>一</sub>」<sup>④</sup>は大宝令前ではあるが、大宝令制移行後も変化はなかったであろう。ここに見える国司による「偏党」は、国擬の比重の大きさを物語るものであり、任用後も国司による恣意的解任という問題が発生していた。

郡司の任用における国司の権限の強さは、国司・郡司両者の癒着の温床となろう。dに見える「濫<sub>二</sub>擢<sub>一</sub>」の規制は、国司が単に員数を超えて推挙してくるということだけでなく、国司「共知」<sup>⑤</sup>原則の徹底や「顔面」<sup>⑥</sup>という表現を併せ考えると、個々の国司と郡領候補者との癒着による不適当な

推挙をいうと見るべきである。同一六年には「国司多娶<sup>⑤</sup>所部女子<sup>⑥</sup>為<sup>⑦</sup>妻妾<sup>⑧</sup>」することが禁止されているが、「所部女子」を国司に娶せていた者に郡司も含まれていた。こうした国司・郡司の癒着は天平期に国擬の相対化が進められた要因の一端であろう。

このように見てよければ、当初の式部省銓擬には任用候補者の選択という役割はなく、それが付与されるのは中央出仕による「勞効」者との「比較」が始まる天平七年以後であり、仲麻呂政権下で「嫡子」「有位人」という新たな基準の導入に展開する。逆にいうと、「譜第」審査のみを行った当初の式部省銓擬には独自の意義が与えられていたと見るべきである。式部試験は、国司によって郡領「譜第」の「氏」から選択される「才用」の審査を経て国擬された候補者の「正身」を「見」るといふ儀礼であり、こが「式部更問<sup>⑨</sup>口状<sup>⑩</sup>」とするように、式部省において「更（あらためて）」「口頭で」「譜第」を「問」う。それに対し候補者も口頭で「譜第」を「唱<sup>⑪</sup>」えることで、立郡時における父祖と天皇との歴史的関係を確認し、任用後の奉仕に向けてそれを更新する。すなわち式部試験とは、郡領候補者と王権との、「難波朝廷以還譜第」に表象された歴史の共有を目的とした儀礼であるといえる。天平七年以後はそれが、「譜第」と別の基準を比較するという儀礼へと徐々に変化し、実質的な候補者選択の場へと転化していくのであろう。そして天平期の政策は結果として「譜第」任用の枠組みを超えられなかったものの、桓武朝における「譜第之選」停止を既に展望するものであったともいえる。節をあらためて論じたい。

### 第三節 「譜第之選」の停止と復活

#### 1 延暦一七年詔の前提と目的

『類聚国史』神祇部国造の延暦一七（七九八）年三月一六日条は、詔曰、昔難波朝廷始置<sup>⑫</sup>諸郡、仍<sup>⑬</sup>択<sup>⑭</sup>有<sup>⑮</sup>勞<sup>⑯</sup>補<sup>⑰</sup>於<sup>⑱</sup>郡<sup>⑲</sup>領<sup>⑳</sup>。子孫相襲永任<sup>㉑</sup>其<sup>㉒</sup>官<sup>㉓</sup>云々。宜<sup>㉔</sup>其<sup>㉕</sup>譜<sup>㉖</sup>第<sup>㉗</sup>之<sup>㉘</sup>選<sup>㉙</sup>永<sup>㉚</sup>從<sup>㉛</sup>停<sup>㉜</sup>廢<sup>㉝</sup>、取<sup>㉞</sup>芸<sup>㉟</sup>業<sup>㊱</sup>著<sup>㊲</sup>聞<sup>㊳</sup>堪<sup>㊴</sup>理<sup>㊵</sup>郡者<sup>㊶</sup>為<sup>㊷</sup>之<sup>㊸</sup>云々。其<sup>㊹</sup>国<sup>㊺</sup>造<sup>㊻</sup>兵<sup>㊼</sup>衛<sup>㊽</sup>同<sup>㊾</sup>亦<sup>㊿</sup>停<sup>㋀</sup>止<sup>㋁</sup>云々。事<sup>㋂</sup>具<sup>㋃</sup>郡<sup>㋄</sup>司<sup>㋅</sup>部<sup>㋆</sup>。

この詔を載せている（延暦一七年詔 e）。これは郡領について「譜第之選」の廃止を指令したものであるが、全文を伝えないので任用方針改定の理由や「芸業著聞」の内容などについて様々な議論がある。

これらを考える前に、ここに至るまでどのような方式で任用が行われていたかを見ておきたい。仲麻呂政権崩壊後、仲麻呂の任用方針がどのような扱いを受けたか具体的には不明であるが、宝龜二（七七二）年に天平宝字五年の郡領の嫡子出身制が停止されているので抛棄された可能性が高いであろう。一方で、延暦五（七八六）年には「神火」発生の原因として「未<sup>㉑</sup>必<sup>㉒</sup>由<sup>㉓</sup>神<sup>㉔</sup>、何<sup>㉕</sup>者<sup>㉖</sup>譜<sup>㉗</sup>第<sup>㉘</sup>之<sup>㉙</sup>徒<sup>㉚</sup>、書<sup>㉛</sup>傍<sup>㉜</sup>人<sup>㉝</sup>而<sup>㉞</sup>相<sup>㉟</sup>燒<sup>㊱</sup>」という認識が示されているが、ここに見える「傍人」と「譜第之徒」の関係は、天平宝元年勅（c）をきっかけに分化した「立郡譜第」「傍親譜第」のそれを思わせる。これらからすると宝龜以降、仲麻呂の理念に発する部分の多大であった「嫡子」「有位人」優先の方針は停止されたものの、一つの郡について複数「家」の「譜第」が併存する様相のみは変化がなかったと思われる。つまり「譜第」任用という前提の下で、式部省銓擬において優先される要件が不明確となっている状況であり、このことが八世紀後半の地方社会において、郡司ポストをめぐる「譜第」の「家」相互間の抗争発生の一因となっていたと考える。

またこの時期、官物の欠負や調庸の麤悪などが顕在化し、地方における財源の保全や収取の確保が課題となっていたが、中央政府の対応策に郡司の任用に言及するものが多いことは周知の通りである。そしてその対処が「譜第」者の銓擬停止、「譜第」の断絶といった形式を取るのには、背景に「譜第」者間の抗争があると認識したためであるが、多くの先学が述べられたように、このことが後の「譜第之選」停止を導いたと考えられる。ただこれは背景的問題であって、なぜそうした政策が延暦一七年という時期に行われたのかということとは別である。

例えば先に触れた延暦五年の史料<sup>⑤</sup>では、正倉官物焼亡の原因に神災（失火）・人災（放火）の両方があるという認識が示された上で、責任をその時の国郡司に補填させる形で問い、解任及び「絶譜第」の措置を停止している。一方で延暦四年には調庸麤悪の場合に「解見任、兼断譜第」という処置がなされており、「譜第」の扱いには揺れが見られる。政府の関心はいかに財源や収取を維持するかにあり、郡司の任用方式を改める方向性はまだ出ていない。この時期の地方社会の問題への対策には、延暦一七年頃の政策との間に段階差を認めなければならない。

ここで桓武朝の政情<sup>⑥</sup>についてごく簡単にまとめておくと、延暦初年は長岡京造都や征夷が推進され、地方社会に対して動員・収取の負担が強化された時期に当たる。この両事業が不首尾に終わり、桓武の政治は平安京への再度の遷都と、即位後二度目の征夷によって仕直しされる。国司・郡司に対する統制という志向はそれぞれの時期に共通するが、後期は前期を受け継ぎつつ、国司については勘解由使を設置して交替時の監察を整備し、また給与制の改定を断行するなど、積極的な施策が目立つ。延暦一七年詔もこうした政治動向の下に取られた政策と見る必要がある。

そこで延暦一七年詔の意味を、次の史料と共に検討してみたい。

f、延暦一七年二月十五日太政官符<sup>⑦</sup>

心禁断副擬郡司事

右被大納言從三位神王宣一備、奉勅、郡司之員明具令条。而諸国司等一員有闕、便擬数人、正員之外更置副擬。無益公務、已潤私門、侵漁百姓、莫過斯甚。自今以後、簡堪時務者、擬用闕処、正任之外不得復副。

g、『日本後紀』延暦十八年五月庚午条

勅。撫俗宣風、任屬郡司。今停譜第、妙簡才能。而宿衛之人、番上之輩、久経駈、頗効才能。宜不経本国。令式部省簡試焉。

h、延暦一九年二月四日太政官符<sup>⑧</sup>

心停筑前国宗像郡大領兼帶宗像神主事

右得大宰府解一備、当郡大領補任之日、例兼神主即叙五位。而今准去延暦十七年三月十六日勅、譜第之選永從停廢、擢用才能具有条目。大領兼神主外從五位下宗像朝臣池作十七年二月廿四日卒去。自爾以來頻闕供祭、歴試才能未得其人。又案中、潔清廉貞堪祭事者、補任神主限以六年相替者。然則神主之任既有其限。仮使有才堪理郡兼帶神主、居終身之職、兼六年之任、事不穩便。謹請官裁者。右大臣宣備、奉勅、郡司神主職掌各別。莫令郡司兼帶神主。

e に先立つて出された f は「副擬郡司」として定員以上の郡司を置くことを禁断したもので、須原祥二氏の指摘された八世紀後半における擬任郡司の増加という事態に適合的である。国司が勝手に擬任郡司を任用し、「無益公務」・「已潤私門」という弊害が発生していた。国司と郡司「私門」との癒着を窺わせる史料である。

またgは、「国司銓擬を否定し、式部省の手で、中央出仕して律令官人としての素養を身につけたトネリら」を、郡領に任用しようとしたものと見てよいであろう。同じ立場の森公章氏はgから、中央出仕者が郡司就任を申請する場合でも、gの出される以前は国司によって推薦（国擬または副擬）される必要があったとの重要な指摘をされている。国衙段階での銓擬と「譜第」任用の密接な関連性は第二節に見た通りであり、「本国」を経由せずに式部省での「簡試」に預かれるようにしたgの施策は、「譜第之選」停止の一環といえる。gをeと対立する施策と見る説もあるが是認し難い。

f・gからは国司の権限の抑制という志向が読み取られ、fから推察されるようにこれは同時に「譜第」郡領の「家門」に対する抑圧でもあった。hは宗像郡大領と宗像神社の神主を兼任するという宗像氏の特権を停止したものであるが、この特権の根拠は宗像氏が「譜第」郡領の「氏」たることにあると認識されている。だから延暦一七年の「勅」に言及されるのであり、これをを適用した場合直近に死去した前任者の後任がなかなか決まらず、「頻闕」供祭」という事態になる。hでは「郡司神主職掌各別」という判断が下されているが、出雲国意宇郡大領と出雲国造の兼任を停止した延暦一七年三月二十九日太政官符でも、「国造郡領職員有別」という観点から、「寄言神事動廢」公務」ことが「有私門日益不利」公家」との結果を招いていると批判されている。この史料は神郡という特殊な郡についてのものであるが、延暦一七年には「国造兵衛」の停止措置も取られており、「譜第之選」停止政策は「譜第」郡領の「私門」の「譜第」郡領たることを根拠にした特権の停止にまで踏み込んだものであったと見られる。

以上のように延暦一七年の政策は、国司の権限と郡領「私門」の特権を、「譜第之選」停止によって抑制することを目指したものである。そ

の背景に地方社会内部での、国司と郡司の不法な結合を推定することは可能であろう。それは天平期の任用政策の前提でもあったが、これを抑止する実効性のある方式とは、これまた天平期と同様に式部省へ銓擬権限を集中することであった。

## 2 延暦一七年詔の歴史的意義

このように見てよければ、eの「芸業」とは式部省において審査される要件であり、「芸業」を、郡内の民政担当能力を内容とする郡領の「才用」の如く捉える通説には再検討の余地があるといえる。

確かに「芸業」を言い換えた表現として、史料g・hに「才能」という言葉が見え、eを修正した弘仁二（八一）年のi（後掲）にも「才良」とある。これら「才能」「才良」は「才用」とほぼ同じ意味であり、ならば「芸業」＝「才用」とすべきかもしれない。しかしeに「堪理郡」、またiでも「臨事成務」という、郡領の本来的な「才用」である「堪時務」に相当する表現があり、「芸業」（や「才良」）は、そうした能力を担い得る（得なかった）要件としてある。fにも「簡下堪時務者」、擬用闕処」とあり、国司の銓擬する段階では「堪時務」を内容とする従来の「才用」が考慮されている。

この関係を整理する。郡領の「才用」から、その本来的な内容であった「堪時務」という觀念が遊離し、「才用」とは「芸業」を内容とし、「譜第」と対の関係にある基準に転換した。その契機となったのがeである。このように捉えるべきであろう。もう少し実態的に説明すると、国司の銓擬によって「能不」が判定された「時務」的「才用」に対して、式部省によって「著聞」かどうかが審査される「芸業」的「才用」が発生したのである。

一方でgを根拠として、中央出仕による「官僚的習熟」を「芸業」の内容と見る説にも問題はあらず。gから読み取られるのは、「久経<sup>①</sup>」という中央諸官司での経験の結果として「才能」があるという論理であつて、それは「才能」＝「芸業」と等価ではない。「官僚的習熟」は中央出仕による「労効」の内実と見るべきであらう。この「労効」は、「芸業」を審査する式部試験（「簡試」）に預かるための条件という位置付けなのである。

では「芸業」とは具体的には何を指すのか。結論を先にいえば、「芸業」とは式部試験における筆記試験のことであり、その試験で課された学問・学芸ことである。郡領の「時務」を担い得ると桓武朝の支配者層が期待したのは学芸成績優秀者だったのであり、『弘仁式』の式部試験次第に見える「郡司執筆各答其問」<sup>②</sup>がこれにあたる。すなわち式部省で「芸業」的「才用」を審査する階梯はこの時初めて組み込まれたと考えるのである。幾つかの史料を検討してみる。

まず「芸業」の語義である。『大漢和辞典』は「學術・技芸などのわざ」とするが、古代の史料には学令や大学関連の史料に見られ、やはり学問・学芸といった内容を指している。『続紀』天平二年三月辛亥条は得業生の要件として「性識聰慧、芸業優長」を挙げており、学令にも、書算博士の要件として「芸業優長」（博士助教条）、国学の試験担当官として「国司芸業優長者」（先読経文条）が規定されている。このように「芸業」という語は学芸を指すと見て間違いない。

またgによると、「芸業著聞」者任用は国衙段階での銓擬を不要とし、かつ中央出仕者に有利な方式であつた。gの廃止を求めたjの藤原園人上表（後掲）によると、国司が「精選堪<sup>③</sup>務、沙汰言上」しても「在京他人、争<sup>④</sup>第競<sup>⑤</sup>甲、抑<sup>⑥</sup>退国選」することがあつたという。この上表の裁可によって施行された弘仁三年八月五日官符によると、「抑<sup>⑦</sup>退国選」

して任用された者は「一民之志未<sup>⑧</sup>有<sup>⑨</sup>推服、百里之任何能可<sup>⑩</sup>堪。臨<sup>⑪</sup>事面<sup>⑫</sup>牆、操<sup>⑬</sup>刀傷<sup>⑭</sup>錦」る状態であつた。iも、「譜第」任用によつた郡領は、「芸業」によつて任じられた郡領と比較して、「郡中百姓長幼託<sup>⑮</sup>心、臨<sup>⑯</sup>事成<sup>⑰</sup>務、実異<sup>⑱</sup>他人」であつたとする。

「在京」＝中央出仕者が人民の「推服」を得られず「務」を果たし得なかつたのは、地方社会から長く離れていたからであるが、才智にのみ長けた存在であつたことも大きかつたのではなかつたか。というのはjに「争<sup>⑲</sup>第競<sup>⑳</sup>甲」とあるが、この「第」とは、「郡司執筆各答其問」<sup>㉑</sup>えた後「卿自臨判<sup>㉒</sup>等第」<sup>㉓</sup>じるとある、式部試験での筆記試験の「等第」で、「甲」はその成績、甲・乙・不第の最上位のことと見られるからである。

hからは延暦一七年以降、大宝期から西海道内の郡司を銓擬する役割を担つた大宰府で「歴<sup>㉔</sup>試才能」が行われたことが窺われ、これは『弘仁式』に「陸奥・出羽・西海道等郡司不<sup>㉕</sup>在<sup>㉖</sup>進限」。依<sup>㉗</sup>府国解<sup>㉘</sup>定<sup>㉙</sup>其等第」<sup>㉚</sup>とあることに対応する。問題はこの史料に見られる「擢<sup>㉛</sup>用才能」具有<sup>㉜</sup>二条目」である。この「条目」の内容については、佐藤宗諱氏が「現実の農民層の分解を基礎としたもの」と推定され、それを承けて米田氏は延暦五年四月一九日太政官奏が定めた国郡司らの評定「条例」一六項目との関連を想定された。しかし「条目」に基づく銓擬が式部省で行われたことや「芸業著聞」者が地方社会の実情と遊離する傾向にあつたことと、こうした見解は矛盾する。「条目」を郡領の地方統治に関わる「能不」の規定のように見ることは難しい。

「芸業」を学芸と見る場合、「条目」には筆記試験で問われる内容や成績判定の方法が規定されたと推定される。学令には学生の学習すべきテキストが明示されており、例えば13算経条には「凡算経、孫子・五曹・九章・海島・六章・綴術・三開重差・周髀・九司、各為<sup>㉝</sup>一<sup>㉞</sup>経」。学

生分<sup>レ</sup>経習<sup>レ</sup>業」と算学生の場合の規定がある。同15書学生条には、これに対応した試験及び成績(甲・乙・不第)判定方法が見られる。こうした例を参考にできるのではなからうか。実際にどのような内容の試験が課されたかは不明としなければならぬが、郡領の「時務」、主政帳の「書計」という能力を判定するための筆記試験なら、前者は進士のような対策文を含む試験であり、後者が書算学生と同様の試験であった可能性を推測してもよい。

以上「芸業」を式部省における筆記試験との関連において捉えてみた。国司の権限や郡領「私門」の抑制という課題への対策として、「譜第之選」を廃止することは有効性があると推察される一方、このような学芸能力のみを重視するという方針は、地方統治の現実との乖離をもたらしかねない。だから「芸業」者優先の背景には地方統治に直結する実務的能力を郡領に求める傾向のあったことよりは、桓武の抱いた中国皇帝的な徳治理念との関連を見る方が理解しやすい。

延暦一七年の政策に桓武の思想の反映を見ることは、「譜第之選」停止の歴史的意義にも関わってくる。大宝令制の「譜第」を前提とする方式は、天平期の任用政策によって相対化が推進されたが、「譜第」任用の枠組み自体を否定することはできなかった。延暦一七年詔はその克服を達成したものと評価しうる。「譜第」任用とは、立郡時における天皇への奉仕を契機として、以後立郡者の子孫がその郡の郡領を「世襲」していく方式である。「譜第」とは国家に公認された郡領就任有資格者の「氏」の系譜であり、王権との歴史的奉仕関係を証明するものであった。だから「譜第」の相対化とは「王権との関係」という価値の低下であり、「譜第之選」の停止はその否定に他ならない。新王朝 観念の成立に表された桓武朝における王権の新しい歴史的自己認識は、地方統治機構の枢要ポストの特定族団による「世襲」(とそれに派生する特権)の根拠で

あった、かつての王権との歴史的関係の清算を可能にした。このように考えられるのであって、「昔難波朝廷始置諸郡、仍拟有勞補於郡領。子孫相襲永任其官云々」と郡領職の歴史を回顧した上で「宜其譜第之選永從停廢」と宣言する桓武の詔(e) 自体がこの事情を物語るものである。

### 3 「譜第」任用の質的転換

桓武朝の「芸業」者優先方針は、嵯峨朝において修正を加えられる。それは「譜第」を銓擬基準として復活させるものであった。これを嚆矢として弘仁・天長期に行われた任用政策は、大宝令制以来の郡司任用諸政策の最終段階にあたる。これらの政策を簡単に見ておきたい。まず主な史料を掲げておく。

i、『後紀』弘仁二年二月己卯条

(前略) 夫郡領者、難波朝廷始置其職、有勞之人世序其官、逮乎延暦年中、偏取才良、永廢譜第。今省大納言正三位藤原朝臣園人奏云、有勞之胤、奕世相承、郡中百姓長幼託心、臨事成務、実異他人。而偏取芸業、永絶譜第、用庸材之賤下、処門地之勞上、為政則物情不從、聽訟則決斷無伏、於公難濟、於私多愁。伏請郡司之擬、先尽譜第、遂無其人、後及芸業者、実得其理。宜依奏。

j、『後紀』弘仁三年六月壬子条

大納言正三位兼皇太子傳民部卿勲五等藤原朝臣園人上表曰、臣昔歲不揆庸菲、頻歷外任、自西及東、忽十有八年。黎民疾苦、政治得失、耳聞目見、頗無相錯、夫銜綸出宰、概持綱紀、親民檢察、良在郡領。今依去年二月十四日詔旨、譜第之事、已復旧例。况乎終身之任得其人、則遷替之吏高枕而治。奕世之

胤非<sub>レ</sub>其器<sub>一</sub>、則見任之司還招<sub>レ</sub>罪責<sub>一</sub>。是以精<sub>レ</sub>選堪<sub>レ</sub>務、沙汰言上。而在京他人、争<sub>レ</sub>第競<sub>レ</sub>甲、抑<sub>レ</sub>退国選<sub>一</sub>、越<sub>レ</sub>旧被<sub>レ</sub>任、試<sub>レ</sub>之政事、未克<sub>レ</sub>宣<sub>レ</sub>風、訪<sub>レ</sub>之民間、誰有<sub>レ</sub>推服<sub>一</sub>。国吏月教而不覺、郡内年弊而無<sub>レ</sub>興、不治之責、還及<sub>レ</sub>牧宰、外官之歎、前後不<sub>レ</sub>殊。方今仁風遠覃、德政屢降、然彫殘之餘、百姓猶困、実由<sub>レ</sub>撫養之失<sub>レ</sub>人也。伏請自今已後、銓擬郡司一依<sub>レ</sub>言上。若選非<sub>レ</sub>其人、政績無<sub>レ</sub>驗、則署帳之官、咸解<sub>レ</sub>見任、永不<sub>レ</sub>叙用、以懲<sub>レ</sub>将来。天恩垂<sub>レ</sub>鑑、儻允<sub>レ</sub>臣請。則今年擬帳、悉從<sub>レ</sub>返却、一定改張、明春始行。庶令<sub>レ</sub>理治之声起<sub>レ</sub>於当年、富康之謠流<sub>レ</sub>於後代。不<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>犬馬懷<sub>レ</sub>主之懇、謹奉<sub>レ</sub>表冒死以聞。詔可。

k、弘仁仁三年二月十八日太政官奏<sup>⑧</sup>

郡司初擬三年後乃預<sub>レ</sub>銓例事

右中納言從三位兼行春宮大夫左衛門督陸奥出羽按察使良峯朝臣安世解備、謹案<sub>二</sub>太政官去弘仁三年八月五日符<sub>一</sub>備、自今以後、銓擬郡司一依<sub>二</sub>国定<sub>一</sub>。若選非<sub>レ</sub>其人、政績無<sub>レ</sub>驗、則署帳之官、咸解<sub>レ</sub>見任、永不<sub>レ</sub>叙用、以懲<sub>レ</sub>将来者。知<sub>レ</sub>人之難、古人猶病、吏非<sub>レ</sub>其人、何無<sub>レ</sub>謬<sub>レ</sub>拳。若扱<sub>レ</sub>行此格、自陷<sub>レ</sub>刑罰、若懼<sub>レ</sub>罪不<sub>レ</sub>選、徒失<sub>レ</sub>入功。望請、先申<sub>レ</sub>初擬<sub>レ</sub>歷<sub>レ</sub>試雜務、待<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>底<sub>レ</sub>續<sub>レ</sub>銓擬言上。仍於<sub>レ</sub>所司<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>会功過、始預<sub>レ</sub>見任。然則、国宰免<sub>レ</sub>濫選之責、郡司絶<sub>レ</sub>僥倖之望。但先尽<sub>レ</sub>譜第<sub>二</sub>後及<sub>レ</sub>芸業<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>前詔者。(後略)

i によつて、「先尽<sub>レ</sub>譜第<sub>一</sub>、遂無<sub>レ</sub>其人<sub>二</sub>後及<sub>レ</sub>芸業<sub>一</sub>」となり、「譜第<sub>一</sub>は「芸業」に優先する銓擬基準として復活した。「芸業」者が郡領として不適格だったからであるが、「芸業」者の任用が停止されたわけではない。jはgの廃止である。結果として「銓擬郡司一依<sub>レ</sub>言上」ということになり、郡領には以後国擬者がそのまま任用されることになった。またkは、jによつて国擬者選定に大きな責任を負うことになった国司

の負担に対処したものである。

手短に政策の概容を見たが、延暦後期の政策の改廃という基本的な位置付けが可能であろう。端的にいうと桓武朝の政策は地方社会の現実と乖離する傾向にあった。そのことを誰よりも痛感したのは、平城朝で觀察使を歴任し、嵯峨朝初期の政治を領導した藤原園人である。先にも触れたが、i・jの史料に引かれる彼の上表は「芸業」郡領の限界を明瞭に指摘している。

山口英男氏は弘仁三年に確立された「銓擬郡司一依国定」という原則こそが、この時期の改革の真の目的とされ、式部省の銓擬権限はjによつて否定されたと見られた。この点に異存がない。iを承けたjで国司は、「譜第」者から「堪<sub>レ</sub>務」える者を「精選」して国擬者としている(弘仁三年官符には「…譜第之事、既復<sub>レ</sub>旧例。奕世相継義在<sub>レ</sub>象<sub>レ</sub>賢。是以国司簡定銓擬言上」とある)。しかしgが有効なこの時期には、「本国」を経由しない「在京」者が式部省銓擬段階で参入し、筆記試験で「等第」を争い国擬を逆転することが起こっていた。iの「先尽<sub>レ</sub>譜第<sub>一</sub>、遂無<sub>レ</sub>其人<sub>二</sub>後及<sub>レ</sub>芸業<sub>一</sub>」は、式部省銓擬の要件であるが、「遂無<sub>レ</sub>其人」という例外的規定が適用される可能性が残されており、銓擬の最終的な権限が式部省にある以上、「譜第」優先の制には実質的な意味が伴わなかつたと見られる。逆にいえば、国擬優先の原則を確立しなければならぬのは、「譜第」任用を有効に機能させるためである。一方で「譜第」はこの時期、実質的な銓擬基準としての価値を持たなくなつたとする見解<sup>⑨</sup>もある。こうした点について考えてみる。

まずこの時期に、「譜第」こそが国擬の最有力の要件と認識されていた点を指摘したい。郡領の「時務」を果たすにふさわしい人材は、「譜第」者から選択することによつて得られるとする考えは、国司たちの間で当然の如くあつたと思われる。園人の郡領銓擬における「譜第」の有

効性への高い評価は、「頻歴外任」、自西及東、惣十有八年（j）という彼の経歴を根拠に主張されている。

さらに任用される側においても「譜第」への関心は依然高かった。天長二（八二五）年の官符に引かれた大宰府解では、弘仁三年に「国定」原則が採用されると、「書生等競就本国」、無心留府」といい、そのため「直府書生、随其才」、権任主帳以上、「惣数莫過十人」。名繫郡司、身留府衙、以繼譜之慶、肅奔躁之心」と申請して許可されている。ここからは、国擬が優先される時は「譜第」者の方が有利である、との認識が存在したことが窺える。

一方で「譜第」じたいの变容も進行しつつあった。右の史料には「繼譜」のために「名繫郡司」という表現が見られる。天長四年に「労効譜第」の新規定が停止される（第一節）が、その理由として挙げられるのも「苟且之心唯在繼譜」って職務を果たさないということである。こうした天長期に入って見られる「繼譜」という価値観は、「譜第」が天皇への何らかの「労効」を核とするものから、郡司を歴任しているという事実の継続によって成り立つものへと变容していたことを示唆する。

もちろんこれは「労効譜第」という主に主政帳の「譜第」について見られた様相であるが、郡領についても、弘仁期には「労効譜第」の範疇が一般化したと考えられる。それは延暦一七年以降、「無譜・労効」者が「芸業著聞」を認められて郡領に任用される状況があったと見られるからである。iに「用庸材之賤下、処門地之勞上」とあり、「芸業」郡領には従来の郡領「譜第」者より低い階層の者が任用されていたらしいことがわかる。前稿で検討した天長元年八月五日官符に「依去弘仁二年二月廿日詔書」<sup>⑤</sup>進譜圖之状、三年九月四日下知諸国訖」とあるように、i・jの改革に並行して、新たな「譜圖」の作成が諸国に命

じられている。これは復活した「譜第」任用を実質化させるための施策と見られる。延暦一七年に一旦「譜第之選」が停止されたので、弘仁二年以降に新たな「譜圖」作成が必要となったのである。この時「無譜」の「芸業」郡領の「家」系も「労効譜第」の範疇で掌握の対象となったと思われる。

弘仁期、「国定」原則が郡領に導入されたことによって、「譜第」者であることの価値は地方社会で一挙に高まった。他方で「労効譜第」の「家」が増加し、「立郡譜第」の編成原理であった王権との歴史的關係性という価値の低下も延暦期以降進展していた。これは、「譜第」という枠組みが拡散しつつある中で、「譜第」的価値だけが持続している状況といえる。前稿で述べたように天平期に「譜第」は三つに分化したものの、それぞれが独自の範疇であった。それが弘仁期以降、「立郡」「傍親」「労効」の三範疇は系譜的実体として存在してはいるものの、価値としては、「譜第」というひとつの観念の中に解消されてしまった。だから結果的に、国擬者を銓擬する実質的要件としての意義を失ったのである。このような弘仁期の「譜第」任用は、延暦期まで行われた「譜第之選」とは質的に異なるものと見なければならぬ。実体と観念の分離という「譜第」の変容は、国擬と「譜第」任用との表裏一体の關係性を喪失させたのである。

史料kがそれを推測させる。「譜第」者を主とし、「無譜」者も含む複数の候補者から、郡領（司）に適任な者を選び出すことが国司にとって容易ではなかったことがここから知られる。そのため三年間の「歴試雜務」を行ってから国擬するという方式を導入した。すなわちkによって確立する擬任郡司制とは、新しい国擬方式の成立と評価できる。「才用」の客観化は桓武朝における式部省での「芸業」的「才用」審査の導入が先駆であるが、ここで初めて郡領の「時務」としての「才用」を国衛し

ベルで客観的に判断することが可能になったのである。

またこのことは銚擬における「国定」原則と同様、国司の部内統治における裁量権拡大の動向において捉えなければならぬ。これは「良吏」政策をはじめする、天長期に始動する新しい地方統治政策の先駆といえる。先に触れた天長二年官符から判断すると、大宰府における「歴試才能」(h)はj以降、実質的な銚擬の場としての価値を低下させたことと推定される。これは式部省銚擬にも共通したであろう。kにおいても「但先尽譜第後及芸業、依前詔」とあるが、「譜第」の種類の確認と「芸業」試験、またkで導入された「計会功過」といった式部省銚擬での諸審査は名目化していったものと思われる。もちろんこれ以降も試験をはじめとする郡領(司)任用のための諸儀式が行われたことには、王権と地方社会の関係性をめぐる独自の意義を認めなければならぬ。これは「譜第」が銚擬要件としての実質的な意義を喪失しつつも、銚擬結果を正当化する観念として価値を有し続けることと関連すると考えている。

### おわりに

以上三節にわたって、八世紀中期から九世紀初頭にかけての郡領任用政策について考察を行った。要旨をまとめておきたい。

第一節で考えたのは、天平期の任用政策の対象である。天平七年制は郡領と主政帳の任用方式を改め、中央出仕している「譜第重大」者を郡領に、また地方官司に出仕していた「無譜」の者を主政帳に、それぞれ任用することを目指したものであった。これを承け第二節では、天平期の任用政策の政治的位置付けを行った。天平七年制と天平一四年制は相反する任用方針を採用したが、その背景には政治課題を異にする藤原

四卿から橘諸兄首班への政権交替があったこと、また天平勝宝元年勅以降の政策は藤原仲麻呂の政治方針によるものであることなどを指摘した。特に四卿政権・仲麻呂政権による政策には、大宝令の「譜第」任用を乗り越えようとする志向を見出せた。そして天平期は基本的に式部省による実質的銚擬権限掌握に傾斜し、「譜第」を相対化する銚擬基準の式部省銚擬への導入によって、国擬の相対化と「譜第」の相対化との表裏一体的進行がもたらされたと評価した。第三節では平安初期の「譜第之選」の停止と復活の意味を考察した。桓武朝後期に行われた「譜第」任用停止に桓武の「新王朝」観念との関連を指摘し、また「芸業」基準の採用を式部省における筆記試験の成立と解釈した。こうした桓武朝の政策は結果的に失敗し、嵯峨朝の成立後に「譜第」任用を復活することで改定される。しかしこの時期の「譜第」任用は八世紀とは質的に異なるもので、「譜第」自体の変容が国擬と「譜第」任用との一体性喪失をもたらし、さらに擬任郡司制の導入による新しい国擬方式の成立を促したと捉えた。以上である。

本稿では郡領任用政策の変遷が、中央の政治的動向と連動して展開していることに注意した。しかし当該期の社会状況への位置付けは不十分なままである。これは国家と社会の間に横たわる問題である。「政治」をまずは主題化するべきであるとの考えがあったからであるが、郡司制を研究する以上、古代の地方社会への視座を確立することは必須の課題である。主要な論点となるのは地方社会における郡領の「氏」や主政帳クラスの勢力の存在形態であるが、西山良平氏が強調されたように、地方だけで完結しないのがこの時期の特質といえる。「都城」の介在、「太政官政府の諸プランチの『合法的』介入」という背景の問題は、政策の選択にも結果にも複雑な影響を及ぼしたのである。国司と郡司の「癒着」への規制、中央の王臣家の権益に直接結び付いている中央出仕者への優

遇と規制。本文でも若干言及したこれらの問題は、中央・地方の相互的交通を背景にした複雑な権力関係が「郡司制」の社会的基盤としてあることを推測させる。

王権／天皇との歴史的関係の共有を核とした大宝令制の「譜第」任用方式は、天平期と平安初期の政策によって乗り越えられていく、というよりは、天平期、平安初期の政策は「譜第」任用に変わる新たな方式の模索であった。それは地方社会にとって、王権との歴史的関係が至高の価値となる時代から、より個別的な権力、中央の諸官司・王臣家などとの現実的關係の獲得が重要となる時代への過渡期であったといえる。本稿で考えた「譜第」任用政策の歴史的展開を、前記のような社会状況の中に位置付けた場合このような展望を得られるが、具体的な考察は今後を期したいと思う。

## 注

- ① 拙稿「郡領の任用と『譜第』」、『続日本紀研究』三三八、二〇〇二年。
- ② 郡司の階級的立場をめぐって争われた任用政策における「譜第主義」「才用主義」論争をはじめとする郡司制研究史上の主要論点は、米田雄介「郡司研究の課題」、『郡司の研究』法政大学出版社、一九七六年、山口英男「地方豪族と郡司制」、『古代史研究の最前線』一・雄山閣、一九八六年にまとめられている。
- ③ 今泉隆雄「八世紀郡領の任用と出自」、『史学雑誌』八一 一一、一九七二年。米田雄介「郡司の出自と任用」(前掲注2著書)。山口英男「郡領の銓擬とその変遷」、『日本律令制論集』下、吉川弘文館、一九九三年。森公章「律令国家における郡司任用方法とその変遷」、『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年。本稿で注記しない各氏の見解はこれらによるものである。
- ④ 政治史と任用制度の変遷の関係を積極的に追究されたのは米田雄介氏であった。米田氏は、天平期について「藤原氏の才用主義・橋氏の譜第

主義」とされ、平安初期を含め全体として「在地支配者を確実に権力側が把握するために……臨機に即応した」とまとめられた。本稿は米田氏の解釈や意味付けには少なからぬ疑問を有するものの、政治的变化を考慮すべきという視角に学んだものである。

⑤ 『三代格』巻七・郡司事・弘仁五年三月二十九日太政官符。

⑥ このいわゆる「代遍之格」とaとの関連性については今泉氏前掲注3論文。

⑦ なお「依先例」とされた郡のうち神郡に関しては、大宝令前後から三等親以内の連任が個別に許可されているが、筑前国宗像郡・出雲国意宇郡についてのみ「郡司」とされ、他は大少領についての例外規定である。なお宗像郡・意宇郡の両郡については延暦一七年の「譜第之選」停止までは、郡領と神主(宗像郡)・国造(意宇郡)との兼任が認可されていた。

⑧ 郡領のみを対象にした前稿では検討しなかったが、和銅五(七一二年)年に主政帳に対する式部試験が義務付けられる(『続紀』和銅五年四月丁巳条)ので、主政帳にも「譜第」任用方式が導入されていたと考えてよいであろう。ただし大宝令制にまで溯るかどうかは不明であり、また郡領の「譜第」任用と同等に扱ってよいとまでは考えない。

⑨ 米田雄介「八世紀の在地とその支配形態」(前掲注2著書)。

⑩ 『続紀』大宝三年八月甲子及び慶雲元年六月己未条。

⑪ 『続紀』養老二年四月癸酉条。

⑫ 『三代格』巻七・郡司事・天長四年五月二一日太政官符。

⑬ 主政帳が郡領になる例として、直木孝次郎氏が指摘された品治部広耳の例がある(「郡司の昇級について」、『奈良時代史の諸問題』塙書房、一九六八年)。また森氏は八・九世紀の幾つかの事例から「労効郡司や芸業郡司の出自が主政帳クラスであった」と推定されている。森氏の「芸業」の理解には異見を持つものの、主政帳としての「労効」が郡領昇進につながったという指摘は認められる。国分寺造営をめぐる天平一九年の詔(『続紀』同年一月己卯条)は、郡司の「勇幹堪<sub>レ</sub>済<sub>レ</sub>諸事」者を専当させ、向こう三年間で造営を完了させた場合は「子孫無<sub>レ</sub>絶<sub>レ</sub>く郡領に任用するという。こうした施策は、主政帳の郡領への転任を可能にす

るものである。これらを勘案すると「無譜・労効」者 主政帳 郡領 というコースが天平期の政策で開拓され、例えば品治部広耳のような事例が現れるのかもしれない。しかし「無譜・労効」者 郡領という一足飛びのコースが制度化されていた痕跡は八世紀には認めがたい。

⑭ 直木氏前掲注13論文。今泉氏前掲注3論文。

⑮ 『統紀』天平勝宝元年二月壬戌条。

⑯ 式部試練の期日について、『弘仁式』式部・試諸国郡司主帳以上条は二月二〇日以前と規定する。また森公章「試郡司・読奏・任郡司ノート」(前掲注3著書)も参照。

⑰ 今泉隆雄「平城宮跡出土の郡領補任請願解の木簡」(『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八年)、森公章「郡司補任請願文書とトネリ等の郡領就任」(前掲注3著書)。

⑱ 『大日本古文書 編年文書』三 一四九〜五〇ページ。

⑲ 今泉氏前掲注17論文。

⑳ もろろん主政帳にも中央出仕による「労効」によって任用される者がいた。西山良平氏(『律令制収奪 機構の性格とその基盤』、『日本史研究』一八七、一九七八年)が検討された天平勝宝二年五月二〇日造東大寺司牒案(『大日本古文書 編年文書』一一 二五二〜三ページ)は、某千虫の造東大寺司での「頻歴数年」の「身勞」を根拠に、彼の本国に対して主帳への任用を求めたものである。

㉑ 前掲注12・天長四年五月二一日太政官符。

㉒ 今泉・山口・森各氏のほか、大町健「律令制的郡司制の特質と展開」(『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、一九八六年)。通説と異なる位置付けをされるのは米田氏で、本稿の解釈は基本的にこれを継承したものである。

㉓ 『統紀』天平三年十一月癸酉条。

㉔ 『統紀』天平四年八月壬辰条。この節度使設置の意義については、石母田正「日本の古代国家」(岩波書店、一九七一年)第一章、鈴木靖民「天平初期の対新羅関係」(『古代対外関係史の研究』吉川弘文館、一九八五年)。また鬼頭清明「敵・新羅・天皇制」(『歴史学研究』六四六、一九九三年)は、日本と新羅の関係は天平四年に新たな段階に入るとし、節

度使設置を「新羅との武力衝突を予定した方策」とされる。

②⑤ 下向井龍彦「律令軍制と民衆」(『歴史評論』五一、一九九二年)。

②⑥ 北啓太「天平四年の節度使」(『奈良平安時代史論集』上、一九八四年、吉川弘文館)。

②⑦ 岸俊男「郷里制廃止の前後」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年)。

②⑧ 岸氏前掲注27論文。

②⑨ 『統紀』天平九年一〇月丁未条。

③⑩ 前掲注12・天長四年五月二一日太政官符所引天平一〇年四月一九日官符。

③⑪ 『統紀』天平一一年五月庚寅条。

③⑫ 『三代格』卷一八・健児事・大同五年五月一日太政官符所引天平五年一月一四日勅符に「兵士三百人以為「健児」とあり、また節度使の廃止に際しては健児等の田租と雑徭が半減されている」(『統紀』天平六年四月壬子条)。

③⑬ 天平宝字六年及び延暦一一年に健児が再設置された際、健児には郡司子弟を採用した(『統紀』天平宝字六年二月辛酉条、『三代格』卷一八・健児事・延暦一一年六月一四日太政官符)。

③⑭ 『統紀』養老三年四月己酉条、『三代格』卷七・郡司事・延暦一四年五月九日太政官符。

③⑮ 四卿政権下においては、国司交替制の整備や財源管理・給与などについて種々の施策が見られ、特に天平六年の官稱混合は、国司の財政権限の民部省による統制強化としての側面がある。これらの点については、別稿を期したい。

③⑯ dでは国司に「毎司依員」と定員に応じた「貢奉」を求めている。「毎司依員」は「郡の大領司、少領司ことの、員数に応じて」という意味に取れ、副擬制したいが抛棄されたようにも読めるが、この「員」を、森氏は大少領の欠員数ではなく、aに規定された国擬者と副擬者を合わせた員数とされた。しばらくこれに従いたい。

③⑰ 木本好信「藤原仲麻呂政権の基礎的考察」(高科書店、一九九三年)第四章第四節。

- ③⑧ 『続紀』天平宝字元年正月甲寅条。
- ③⑨ 『続紀』天平宝字五年三月丙戌条。
- ④① 岸俊男『藤原仲麻呂』吉川弘文館、一九六七年。
- ④② 「才用」の意味、「譜第」の実体については前掲注1の拙稿を参照。
- ④③ 拙稿「外位制の再検討」(『立命館史学』二二・二〇〇二年)。
- ④④ 『続紀』文武三年三月庚午条。
- ④⑤ 特に主政帳の任用は、和銅五年以前は「国司便任、申送名帳」、随而処分するという形式であった(『続紀』和銅五年四月丁巳条)。
- ④⑥ 『続紀』和銅六年五月己巳条。また『日本霊異記』中巻二七縁は、国司に夫の衣服を取り上げられた郡領の妻が、国司からそれを取り返した結果、郡領の父母が「国司見怨」ることを、「大惶」れ妻を「本家」に送り返す展開で、こうした説話の生まれる背景としても国司の郡司に対する絶対的な優越があったと思われる。
- ④⑦ 吉川真司「奈良時代の宣」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年)。
- ④⑧ 山口氏は「顔面(おもねり)」を国司の式部省に対する行為と読まれ、今泉説(式部省による銚擬権限掌握)を批判する根拠とされたが、国司と郡領候補者(を出す「氏」との結託を指すと読むことも可能であろう。中央出仕者も銚擬に預かるには一旦本国で推薦される必要がある(後述)、彼らを「在地性」重視の方針に反して推挙することを指すのではないか。「顔面」に含まれる「ユアン」は、延暦四年の官符では国郡司と無賴之徒(他国浮浪者)との結託を「顔面阿縦」と表現しているのが参考になる(『三代格』巻二・隱首括出浪人事・延暦四年六月二十四日太政官符)。
- ④⑨ 『三代格』巻七・牧宰事・天平一六年一〇月一四日勅。
- ④⑩ 『続紀』和銅五年四月丁巳条。古代における「見る」という行為の意味については関和彦「見る」と日常性・天皇制」(『日本古代社会生活史の研究』校倉書房、一九九四年)を参照。
- ④⑪ 『弘仁式』式部・試諸国郡司主帳以上条。
- ④⑫ 式部試練を、地方豪族と天皇との関係を軸に意義付けたのは早川庄八氏(「選叙令・選任令と郡領の『試練』」『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年)である。「畿内政権の首長」(天皇)と「在地首長」(郡領)の「外交」の場という早川氏の比喩の妥当性については別として、本稿はそれを継承する立場である。
- ④⑬ 『続紀』宝龜三年一〇月己酉条。
- ④⑭ 磯貝正義「桓武朝の譜第郡司政策の研究」(『郡司及び采女制度の研究』吉川弘文館、一九七八年)は、この時期の任用方式について追究し、cが既に実効性を失っていたと指摘されている。
- ④⑮ 『続紀』延暦五年八月甲子条。
- ④⑯ 天平勝宝四年に、官物を欠失させた郡司については従来処罰してこなかった(『郡司亦解見任、依法科罪。雖有重大譜第、不得任用子孫』)という規定が設けられた(『続紀』同年一月己酉条)。天平宝字七年には、「国神」に恭敬せず、「堤堰」の整備を怠っている国郡司を交替させる勅が出されている。「神火」の初例であるこの勅で解任の対象となったのは国司のみと思われるが、宝龜一〇年官符(『三代格』巻一・九・禁制事・宝龜一〇年一〇月一六日太政官符)でこの勅を「却拙用良之格」と呼んで言及するので、郡司にも適用された可能性はある。宝龜四年には「諸国郡司焼官物者、主帳已上皆解見任」(中略)又譜第之徒情挾覬覦、事涉故燒者、一切勿得銚擬。乃簡郡中明廉清直、堪時務者、恣令任用」と、官物を焼亡させた郡司を解任するとともに、郡司を失脚させようと放火した「譜第之徒」は今後一切銚擬しないという方針が打ち出された(『続紀』宝龜四年一〇月庚午条)。宝龜一〇年には「神火」問題をめぐる右の官符で、「奸枉之輩謀奪郡任、寄言神火、多損官物」という事態が指摘され、一味の処罰と「苗裔之親永絶譜第」という指令が出されている。
- ④⑰ 磯貝氏前掲注53論文、今泉氏前掲注3論文、山口氏前掲注3論文。
- ④⑱ 『続紀』延暦五年八月甲子条。
- ④⑲ 『続紀』延暦四年五月戊午条。
- ④⑳ 笹山晴生「平安初期の政治改革」(『岩波講座日本歴史』古代三、岩波書店、一九七六年)。
- ④㉑ 『三代格』巻七・郡司事。
- ④㉒ 『三代格』巻七・郡司事。
- ④㉓ 須原祥二「八世紀の郡司制度と在地」(『史学雑誌』一〇五・七、一九

九六年)。

- ⑥3 今泉氏前掲注3論文。  
 ⑥4 森氏前掲注17論文。  
 ⑥5 米田氏前掲注3論文。佐藤宗諱「律令的地方支配機構の変質」(『平安前期政治史序説』東京大学出版会、一九七七年)、山口氏前掲注3論文。  
 ⑥6 森公章「王臣家と郡司」(『日本歴史』六五一号、二〇〇二年)。  
 ⑥7 『三代格』巻七・郡司事。  
 ⑥8 eの他、『三代格』巻四・加減諸司官員并廢置事・延暦一七年六月四日太政官符。  
 ⑥9 後世の史料であるが、『類聚符宣抄』巻七には「譜第正胤、奕世門地、試用擬任、性識清廉、足<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>郡領<sub>一</sub>」(天徳三年四月五日摂津国司解)、「譜第正胤、奕代門地、仍頃年之間、試用擬任、性識清廉、民庶推服」(心徳三年八月二一日尾張国司解)のような文言で郡領任用を求める国解が収められている。ここには「譜第」「才用」「試用擬任」や「民庶推服」がこれに当たる。「德行」の三要件が示されているが、「芸業著聞」に該当する文言がないことは、「芸業」が式部省銓擬で審査された要件であったことを示すと考える。  
 ⑦0 第二節に引いた『集解』選叙令任官条「古記」に「才能」の語があり、またここで「才」は「能不」という評価で判定されている。  
 ⑦1 今泉氏前掲注3論文、大町氏前掲注22論文。  
 ⑦2 前掲注1拙稿。  
 ⑦3 『弘仁式』式部・試諸国郡司主帳以上条。  
 ⑦4 『三代格』巻七・郡司事・弘仁三年八月五日太政官符。  
 ⑦5 今泉氏前掲注3論文。なお「推服」の文言はdにも見られる。  
 ⑦6 『弘仁式』式部・試諸国郡司主帳以上条。なお森氏は「争<sub>レ</sub>第競<sub>レ</sub>甲」の「第」を「譜第」とされる。天長四年官符(注12)には、労働二世已上の者を「譜第」に登載することを「為<sub>レ</sub>第」と表現しているの、「第」を「譜第」の省略と見ることは不可能ではない。しかし「甲」という等級表現を勘案すれば本稿のように考える方が穏当であると思う。「譜第」は「譜」と略されることの方が多いようである。  
 ⑦7 『続紀』大宝二年三月丁酉条。  
 ⑦8 『弘仁式』式部・試諸国郡司主帳以上条。  
 ⑦9 佐藤氏前掲注65論文。  
 ⑧0 『三代格』巻七・牧宰事・延暦五年四月一九日太政官奏。なお地方社会における郡司の職務をめぐる「能不」規定は、戸令33国守巡行条、『続紀』和銅五年五月甲申条にあり、『三代格』巻七・牧宰事・養老三年七月一九日太政官奏の「善悪」規定も含め八世紀を通して見られ、内容もこの延暦五年のものまで特に変わるところはなく、郡領の本来的「才用」である「堪<sub>二</sub>時務<sub>一</sub>」の理念を外れるものではない。またその評定者は国司・按察使といった外官である。  
 ⑧1 森氏はこの点について「郡務遂行上の心構え」を想定された八重樫直比古氏の見解を紹介され、また「対策文のような高等な試験は想定し難い」ともいわれる(森氏前掲注16論文)。  
 ⑧2 選叙令29秀才進士条には「進士取<sub>下</sub>明開<sub>二</sub>時務<sub>一</sub>并読<sub>二</sub>文選爾雅<sub>一</sub>者」とあって、進士に「開時務」、すなわち対策文の習得を義務付けている。なお東野治之氏は、『経国集』に見られる対策文にも多大な影響を与えた『魏徴時務策』のような文例集が八世紀後半に大宰府に存在したこと、郡司の主政帳クラスが出仕する書生たちが読んでいた可能性もあることなどを指摘されており(大宰府出土木簡にみえる『魏徴時務策』考)、『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年)興味深い。注81の問題と併せ今後の検討に俟ちたい。  
 ⑧3 山口氏は、八世紀後半に「相次いで出された郡司解任に関する法令の背景には、郡領に求める資質として実務能力を重視する意識を読み取ることができ」、「こつした意識は、この時期の国郡行政の現実に対応する必要から生まれてきたもの」とされた。「実務能力」を書記や計数を含む統治技術と捉えるならば、本文に見た「芸業」の内容との間に連続性を見ることができよう。ただしこれは山口氏の「芸業」=「実務能力」の理解と少し違う。氏は「国司のみが判定でき、るような質のもであったとされている。なお統治技術としての「文字と計数」については西山氏前掲注20論文に示唆に富む記述がある。  
 ⑧4 佐藤宗諱「長岡遷都の背景」(『日本史研究』四六一、二〇〇一年)。  
 ⑧5 瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」(『京制並に都城制の研究』角川書

- 店（一九六七年）をはじめ多くの研究がある。
- ⑧6 『三代格』巻七・郡司事は二月二〇日、『集解』選叙令郡司条所引詔は二月七日。
- ⑧7 『三代格』巻七・郡司事。
- ⑧8 『三代格』巻七・郡司事・弘仁三年八月五日太政官符。
- ⑧9 山口氏前掲注3論文。
- ⑨0 『三代格』巻七・郡司事・天長二年八月一四日太政官符。
- ⑨1 前掲注12・天長四年五月二一日太政官符。
- ⑨2 『三代格』巻七・郡司事・天長元年八月五日太政官符。
- ⑨3 jを施行した弘仁三年官符（前掲注74）によると、「国定」原則の適用は主政帳を除外している。しかし天長二年官符（前掲注90）の「主帳以上」ならば「継譜」が可能となり書生たちの「就本国」の希望が満たされるという論理からは、それが郡司四等官にまで拡大していることが読み取れる。kは「郡司」について言われており、主政帳を除外するような文言も見られないので、「国定」原則の主政帳への適用はkを契機としたと見ておきたい。
- ⑨4 米田雄介「擬任郡司制の成立と展開」。山口氏前掲注3論文。なお擬任郡司制の特質については、郡司四等官・郡雑任を含む郡官司全体での職務遂行形態についての具体的な検討が必要であり、別に稿を期したいと思う。
- ⑨5 佐藤泰弘「受領の成立」（『日本の時代史5 平安京』吉川弘文館、二〇〇二年）。
- ⑨6 『三代格』巻七・郡司事・天長二年八月一四日太政官符。
- ⑨7 森氏前掲注16論文。
- ⑨8 森氏前掲注16論文は一〇世紀にも「郡領に譜第者を任用するのが『正理』だとする意識が存した」と指摘されている。注69で見た『類聚符宣抄』所収の国解にも「譜第正胤」とある。また一一世紀以降になると官職や土地の相続を「譜第理」「相伝譜第」などの文言で正当化している例が見られる。
- ⑨9 西山氏前掲注20論文。

（本学大学院研究生）